

岐南町日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者、障害児及び難病患者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の利便性を図り、その福祉の増進に資することについて、岐南町地域生活支援事業実施規則（平成31年岐南町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付対象者)

第2条 事業における給付対象となる用具の種目は、別表に定める種目とし、その給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条第4項の規定により住民基本台帳に記録されている者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する者

(2) 法第19条第3項の規定により本町が援護の実施者となっている者で別表に定める対象者に該当する者。ただし、この場合において給付対象となる用具は、別表に定める種目のうち頭部保護帽、ストマ用装具、紙おむつ、サラシ・ガーゼ・脱脂綿及び洗腸装具とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）により同等のサービス給付が受けられる者、法第19条第3項の規定により他の市町村が援護の実施者となっている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第1項に規定する者の所得が同条第2項に規定する基準以上である者については、事業の対象としない。

(給付用具等)

第3条 町長は、別表に定める用具の性能等を有する用具を同表に定める対象者に該当する者又は医師が同等と認めた者に給付するものとする。

(給付申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(給付等の決定)

第5条 町長は、前条により申請があったときは、速やかに必要な調査及び審査を行い、給付の適否を決定するものとする。

2 決定を行う場合には、必要に応じて身体障害者更生相談所等の意見を聴くものとする。

（給付の決定通知）

第6条 町長は、用具の給付が適当であると決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとし、用具の給付が適当でないと決定したときは、その理由を付して日常生活用具給付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、用具の給付の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、岐南町日常生活用具費の代理受領に係る日常生活用具事業者の登録等に関する要綱（平成18年岐南町告示第83号）の規定により登録を受けた者に給付券を提出して給付を受けるものとする。

（利用者負担）

第7条 用具の給付が適当であると通知された受給者又は現にこれを扶養する者は、用具の給付に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により受給者が支払うべき費用（以下「利用者負担額」という。）は、法に基づく補装具の支給の例によるものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯又は世帯主及び世帯員の当該年度（4月から6月までの間については前年度とする。）の市町村民税が非課税である世帯は、利用者負担額を免除する。

3 町長は、前項の規定により決定した利用者負担額を、決定通知書、給付券により受給者に通知するものとする。

（公費給付額）

第8条 公費給付額は、別表に定める基準額から利用者負担額を控除した額を給付上限額とする。

（請求）

第9条 町長は、用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から利用者負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表に定める基準額の範囲内とする。

（用具の管理）

第10条 受給者は、給付された用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（台帳の整備）

第11条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付等台帳（様式第5号）を整備するものとする。

(費用の返還)

第12条 町長は、受給者が用具を給付の目的に反して使用等したと認めたときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第13条 町長は、申請の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次の各号のとおり給付券を一括交付することができる。

- (1) 歴月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表に定める基準額(月額)の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
- (4) 第7条に規定する利用者負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について支払うこと。

(再給付)

第14条 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付にかかる申請については、前回の給付日より別表に定める耐用年数を経過する前は、原則として給付対象外とする。ただし、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付することが部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等に伴う新たな用具を使用することにより使用効果が向上する場合に限り、用具を再給付できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、この要綱の施行の日の前においても、この要綱の実施に関し必要な準備行為をすることができる。